

## 松本大学ハラスメント防止に関するガイドライン

松本大学規定第10-002号  
平成22年11月30日

### 1. 目的

松本大学及び松本大学松商短期大学部（以下「本学」という）は、就学・教育・研究・就労に際し、人格及び人権が尊重された良好な環境を維持、保障するために、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止等に関するガイドラインを定めます。

本学は人権侵害のない大学づくりに取り組み、万一、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントあるいはパワー・ハラスメントが発生した場合には、迅速に対応し適正かつ公正な措置を講じます。本学構成員は、このガイドラインの趣旨を理解し、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に努めます。

以上の目的を達成するために、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止・対策に係る人権委員会（以下「人権委員会」という）を設けます。

### 2. セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの定義

セクシャル・ハラスメントとは、本人が意図するかしないかにかかわらず、相手の望まない性的な言動を行うことにより、相手や周囲に不快感、脅威または屈辱感を抱かせ、またそのことにより相手の人格や個人の尊厳を傷つけ、教育研究環境、職場環境等を悪化させることをいいます。

アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究上の優越した地位にある者が、その地位や職務権限を濫用することにより、学生等（本学で教育を受けるすべての者）または教職員が就学、教育、研究に関して不利益・損害を被ることをいいます。

パワー・ハラスメントとは、職務遂行上において優位な立場にある者が、その地位や職務権限を濫用することにより、本学の構成員等が就労及び職務遂行に関して不利益・損害を被ることをいいます。

これらを総称して以下「ハラスメント」と言います。なお、次のようなケースも広義のハラスメントに該当します。

- (1) ハラスメントへの対応（服従、拒否、抗議、苦情の申し出等の行為）に起因して就学、教育、研究及び就労上の不利益または精神的苦痛を受けること。
- (2) ハラスメントを直接または間接に受けることにより、就学、教育、研究または就労上の環境が悪化し、学業または職務に専念できなくなること。
- (3) ハラスメントへの対応により誹謗中傷を受けること。

### 3. ガイドラインの対象及び適用範囲

本ガイドラインは、本学の学生等（本学で教育を受ける全ての者）と、職員（勤務形態を問わず本学で就労する全ての者）を対象とします。また、このガイドラインは、授業時間、課外活動時間、勤務時間、本学キャンパスの内外を問わず適用されます。

### 4. ハラスメント防止に向けた活動

本学は、ハラスメントの発生を防止するために、人権委員会において、以下のような活動を行います。

#### (1) 啓発活動

例えば、学習会・講演会・シンポジウムなどの開催、リーフレットの作成・活用や他の適切な広報活動の重視等、広く啓発活動を行うことによって、学生、職員がハラスメントに関して理解を深められるようにします。

#### (2) 研修活動

相談員はもちろんのこと、人権委員及び役職者をはじめ、全教職員を対象に研修活動を行います。

#### (3) 実態調査

アンケートや意見箱などを活用して、定期的に適切な実態調査を行い、その結果を公表するとともに、防止対策の策定に十分反映するようにします。

### 5. 相談・苦情処理への対応

本学は、ハラスメントに関して相談を希望する学生、教職員等（以下「相談者」という）が安心して相談をし、被害を訴えることができる相談窓口を設置します。相談にあたっては、相談者のプライバシー及び相談内容の秘密が厳格に守られるとともに、理解不足による二次的な被害が起こらないよう十分に配慮します。

また、相談窓口とは別に、被害の救済や苦情処理に対応するため、学長の下に、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という）を設置します。

#### (1) 相談窓口

- ① 相談窓口として、ハラスメント相談員（以下「相談員」という）を配置し、いつでも相談に応じます。
- ② 相談員の配置にあたっては、男女の構成に配慮し、また十分な研修・学習を義務付けます。
- ③ 相談員の氏名及び連絡先は各年度初めに学内に公表され、相談者は、面談だけでなく相談員に直接に連絡（手紙・電話・FAX・E-mail可）をとり、相談することができます。
- ④ 相談員は、相談者の話を聞き、アドバイスをしながら、今後取り得る解決策・救済方法を探るとともに、その中から相談者がどの方法をとるか、相談者自身が意思決定をするための援助をします。また、必要であればカウンセリング機関など他の専門家の紹介をします。
- ⑤ 加害者と疑われたり、そのような懸念を持つ学生、職員からの相談も受け付けます。

#### (2) 救済・苦情処理

- ① 相談員は、相談者が被害の救済や相手との調整などを望む場合には、その旨を人権委員長（以下「委員長」という）に報告します。
- ② 報告を受けた委員長は、相談または申立ての内容に応じ、必要と判断した場合は学長に要請して調査委員会を設け、調査を依頼します。男女3名以上の教職員で構成される調査委員会は、相談者の同意を得た上で調査や調整を開始し、その結果を人権委員会に報告します。
- ③ 報告を受けた人権委員会は、審議の上、対応策を付しその結果を学長に報告します。
- ④ 学長は、その報告に基づいて、必要な場合には適切な是正措置を取ります。なお、学長は、処分の検討が必要と考える場合には、その手続きの開始を理事長に要請します。
- ⑤ 申し立て事項に関する最終結果は、相談者に報告されます。なお、最終結果に不服のある当事者は、その旨の申し立てを委員長に対して行うことができます。
- ⑥ 処分後、加害者に対して再発防止のための人権教育・研修を行い、被害者に対しては、必要に応じて、カウンセリング等の救済措置を行います。
- ⑦ 万が一被害の訴えが虚偽に基づくものであったり、無実の誰かを加害者にしようとする意図に基づくものであるときは、公正を保つため人権委員会は、申立者について調査し、必要な場合には適正な措置を執ります。

#### (3) プライバシー等の保護と二次被害の防止

- ① 相談員及び救済・苦情処理に携わる者は、当事者のプライバシー、名誉、その他人権に配慮するとともに、知り得た秘密を外部に漏らさない義務（守秘義務）を負います。
- ② 学長及び委員長は、当事者（相談者、相手方当事者、相談員、防止・対策関連委員等）が二次被害にあわないよう努めます。

#### 6. 委員会等

相談窓口、防止・対策委員会に関し必要な事項は、規程により別に定めることとします。

#### 7. その他

本ガイドラインは年ごとの運用の状況を見て、必要が生じた場合にはその都度、適切な見直し、改訂を行うものとします。

#### 附 則

- 1 本ガイドラインは、平成22年11月30日より施行します。
- 2 本ガイドラインは、2021年 4月 1日より施行します。